

平成27年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成27年度6月補正予算関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年6月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) とっとり元気戦略課 とっとり暮らし支援課 男女共同参画推進課	1 2 3 9
	2 歳入歳出事項別明細書		14
	3 節の明細		17

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県個人情報保護条例の一部改正について	県民課	18
第6号	鳥取県税条例の一部改正について	参画協働課	23
第15号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	広域連携課	25

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	とっとり元気戦略課 ほか	27

補正予算説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
とっとり元気戦略課	347,591	170,170	517,761				170,170	
広域連携課	46,726		46,726					
広報課	330,771		330,771					
県民課	31,707		31,707					
元気づくり推進局								
とっとり暮らし支援課	250,343	53,742	304,085	43,142			10,600	
参画協働課	156,607		156,607					
男女共同参画推進課	67,905	21,354	89,259				21,354	
東部振興監								
東部振興課	27,290		27,290					
合計	1,258,940	245,266	1,504,206	43,142			202,124	

<説明>

組織改正に伴う職員人件費(170,170千円)、移住定住情報発信強化事業(12,600千円)、移住定住受入体制づくり支援事業(8,450千円)、アクティビシニア移住(CCRC)推進事業(9,492千円)、とっとり式生活支援システム構築事業(9,000千円)、小さな拠点モデル促進支援事業(12,600千円)、国道29号日本風景街道推進事業(1,600千円)、輝く女性活躍職場づくり支援事業(21,354千円)実施に係る補正

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

とっとり元気戦略課（内線：7650）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	324,112	9,724	333,836				9,724	

事業内容の説明

7月組織改正に伴う職員人件費の補正 2名分

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

とっとり元気戦略課（内線：7650）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	0	160,446	160,446				160,446	

事業内容の説明

7月組織改正に伴う職員人件費の補正 33名分

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費
1目 自治振興費

地域振興部 とっとり暮らし支援課 (内線: 7962)
→ 事業実施: 元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補 正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 移住定住情報発信強化事業	0	12,600	12,600	12,600				
トータルコスト	0	12,600	12,600	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約事務、委託先と連携した企画・実施				
工程表の政策目標(指標)	相談体制を充実させるとともに、市町村や民間団体と連携して受入体制の整備・充実を図ることで県外からの移住定住を促進し、平成27~30年度の4年間で4千人の移住者を受け入れる。 <平成27年度末指標> 1,000人							

事業内容の説明 「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業

1 事業の目的・概要

今後4年間でのIJUターン4千人を目指し、地方創生の大きな動きをとらえながら、特に首都圏を中心とした移住定住に関する鳥取県の情報発信をより強化し、鳥取ファンを獲得するとともに、将来の移住定住につなげていく。

2 主な事業内容

首都圏情報発信拠点における鳥取県の強みを活かした情報発信

(1) 移住・交流情報ガーデン (H27.3.25 オープン)

イベントスペースや、全国移住ナビにより仕事・住まいの情報をセットで提供できる環境を活かし子育て世帯など若い世代への情報発信を行う。

・子育て世帯など若い世代をターゲットとした移住セミナーの開催、情報発信

…セミナー開催（2回+情報発信） 4,800千円

・全国移住・交流情報ガーデンの開設を契機として情報発信の強化を図るため、若い世代向けの動画の作成

…委託料 1,500千円

(2) ふるさと回帰支援センター (H27.4.22 増床オープン)

全国のブースが揃う環境を活かし、移住先を検討する層に積極的に情報提供を行う。

・ふるさと回帰支援センターの相談体制強化

…委託料 1,500千円

・鳥取県を知らない層にとっとり暮らしを知っていただくための移住イベントの開催

…イベント開催（1回+情報発信） 2,400千円

(3) とっとり・おかやま新橋館 (H26.9.28 オープン)

夜間営業を活かし、サラリーマンやOLに情報提供を行う。

・サラリーマンやOLをターゲットとしたナイター移住フェアの増強

…フェア開催（1回+情報発信） 2,400千円

3 これまでの取組状況、改善点

人口減少・少子高齢化が進行していることから、長期的に持続可能な地域社会を維持し活性化するには、将来の地域社会の担い手となる若者の定住を通じた人口バランスの確保が急務である。

国による移住・交流情報ガーデンの設置や、ふるさと回帰支援センターの増床など、首都圏における移住定住情報の発信環境に大きな契機が訪れており、鳥取県としても移住定住に関する情報を強力に発信していく。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費 1目 自治振興費

地域振興部 とっとり暮らし支援課（内線：7962）

→ 事業実施：元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 移住定住受入体制づくり支援事業	0	8,450	8,450	8,450				
トータルコスト	0	8,450	8,450					
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)				(補正に係る主な業務内容) 補助金等交付事務 相談体制を充実させるとともに、市町村や民間団体と連携して受入体制の整備・充実を図ることで県外からの移住定住を促進し、平成27～30年度の4年間で4千人の移住者を受け入れる。 <平成27年度末指標> 1,000人				

事業内容の説明 「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業

1 事業の目的・概要

鳥取市鹿野町、大山町、琴浦町など県内でも地域組織・団体が中心となって空き家等の物件を掘り起こし、地域に必要な人材を移住者として呼び込む取組が始まっている。

これらの団体は地域に定着していることから、空き家や地域で求められる人材の情報を持って、これを機動的に活かすことができ、また移住者と地域住民を繋ぐ役割も果たしている。

こうした取組を県内の他の地域にも広げるため、地域おこし協力隊等の力も活用しながら移住を推進する市町村を支援する。

2 主な事業内容

(1) 移住者受入地域組織・団体創出事業（移住定住推進交付金による支援）…8,000千円
いんしゅう鹿野まちづくり協議会、築き会（大山町）、コトウラ暮らし応援団といった、地域が必要とする人材を移住者として呼び込み活性化しようとする地域組織・団体を増やす。

＜支援内容＞

移住者の受け入れ自体は手数料ビジネスが成り立たないことから、地域組織・団体にとって安定的な活動資金の獲得が課題となっている。

このため、将来の資金獲得に繋げていくための活動（空き家の掘り起こし・提供、農家レストラン、マルシェ、シェアハウス、農家民宿等）に取り組む地域組織・団体や、地域が必要とする仕事を持った人材、仕事を興せる人材を呼び込み地域を活性化しようとする地域組織・団体の取組を支援する市町村に対して財政支援を行う。

- ・補助率：市町村負担額の1/2
- ・限度額：4,000千円 × 2組織・団体
- ・最長3年間

(2) 地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業（補助金による支援）…450千円

地域おこし協力隊員の中には、任期当初より起業を志し、任期満了後（通常3年間限度）に生業をおこそうとする方もある。

こうした志ある県下の隊員が一所に集い、外部講師等を招いて自主的に起業塾を開催するなど、自立に向けた取組に対して支援する。（平成26年度からの継続）

- ・補助率：10/10（県直接補助）
- ・限度額：150千円 × 3グループ

3 これまでの取組状況、改善点

人口減少・少子高齢化が進行していることから、長期的に持続可能な地域社会を維持し活性化するためには、将来の地域社会の担い手となる若者など地域が必要とする人材を受け入れ活性化しようとする地域組織・団体を増やし、民と官の協働による更なる移住の強化が必要となっている。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費 1目 自治振興費

地域振興部 とっとり暮らし支援課（内線：7962）
→事業実施：元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課
 (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) アクティビシニア移住(CCRC)推進事業	0	9,492	9,492	9,492				
トータルコスト	0	9,492	9,492	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議の開催事務、業務の委託事務				
工程表の政策目標(指標)	相談体制を充実させるとともに、市町村や民間団体と連携して受入体制の整備・充実を図ることで県外からの移住定住を促進し、平成27~30年度の4年間で4千人の移住者を受け入れる。 <平成27年度末指標> 1,000人							

事業内容の説明 「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業

1 事業の目的・概要

我が国の少子高齢化は、現在、地方で進行しているが、長期的には首都圏をはじめとした都市部で爆発的に進行すると言われている。

国を挙げて少子高齢化に立ち向かうため、若い世代はもとより、知識・経験・ネットワークが豊富なアクティビシニア移住をCCRC体制整備により推進し、消費拡大・雇用創出等地方創生のための一翼を担っていたいだく。

※CCRC:Continuing Care Retirement Community (終末期までケアが保証されたアクティビシニアのコミュニティ)

2 主な事業内容

アクティビシニア移住の成否ポイントは次の3点。

- ア ビジネス最前線で培った知識・経験・人脈を活かすことのできる活躍フィールドの提供
- イ 快適で利便性の高い住環境の提供
- ウ リタイア後も安心の医療・介護サービスの提供

以上の3点をパッケージで提供できるエリアを設定し、モデルプランを構築の上、県外に向けて発信する。

- (1) 東中西各圏域におけるモデルプランの検討作業…492千円
 市町村、民間（ディベロッパー）を交えたモデルプラン検討会の開催
 （外部講師の招聘経費）
- (2) モデルプランの策定 … 9,000千円
 (1) を踏まえ、具体的な実施計画をモデルプランとして策定する。
 (これに必要なデータ収集・整理、規模検討等業務を委託)

3 これまでの取組状況、改善点

人口減少・少子高齢化が進行していることから、長期的に持続可能な地域社会を維持し活性化するため、将来の地域社会の担い手となる若者を中心に県内への移住を進めてきたが、新たに、豊富な自己資金や知識・経験を有するアクティビシニアの移住を促し、消費拡大や能力発揮による地域活性化、さらには生活・福祉需要による雇用創出を狙う。

平成 27 年度一般会計補正予算説明資料

2款 總務費

4項 市町村振興費

1目 振興費自治

地域振興部 とっとり暮らし支援課（内線：7129）

→ 事業実施：元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課

(单位:千円)

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間集落の暮らしを確保するための手段として、民間団体と連携しながら生活支援システムをモデル的に実施し、併せて中山間集落でのスマールビジネスの仕組みを構築することにより、全国に発信できるモデル事業を検討する。

2 主な事業内容

とつとり式生活支援システムの実施に必要な施設、車両等の整備支援

【補助対象】事業実施者への経費補助

【補助率】県1/10、市町1/10 (民間の助成制度を活用 8/10)

想定地区

現在、道の駅等を拠点とし、生活支援システムを構築しようとしている地域を対象に支援する。

- ・江府町（道の駅、移動販売拠点を中心とした高齢者等交流サロン）
 - ・日南町（道の駅、コンパクトビレッジ）
 - ・岩美町（道の駅、JA移動販売拠点）

(2) とっとり式中山間地域スマールビジネスシステム構築事業 … 3,000千円

中山間地域の暮らしを支える事業と、少額でも住民の収入確保の両立を目指す「とっとり式中山間地域スマートビジネス」を構築するための検討・検証を行う。併せて、大学等と連携し、ビジネスとして成立させるための検討を行い、全国にモデル事業として発信する。

※とっとり式中山間地域スマールビジネスとは、

- ・移動販売と農産物集荷・販売、配食サービスなどの連携ビジネス
 - ・過疎地有償バスを活用した農産物集荷、宅配サービスなどの連携ビジネス
 - ・移動販売と観光特産品開発に向けた集落高齢者への作業委託などの連携ビジネス

【事業対象】事業実施者

【審査対象】事業実施者
【審査委託経費】1,000千円/地区

3 これまでの取組状況、改善点

現在、各市町で生活支援拠点として位置付けられる施設整備の動きがある。これらの取組について、全国モデルとなる支援体制について民間団体と協議を開始したところである。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費 1目 自治振興費

地域振興部 とっとり暮らし支援課（内線：7129）

→ 事業実施：元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小さな拠点モデル促進支援事業	0	12,600	12,600	12,600				
トータルコスト	0	13,377	13,377					(補正に係る主な業務内容) 事業周知、補助金事務、研修等情報提供、事業とりまとめ
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)								地域の人材を活かした中山間地域における安全・安心な暮らしの確保と、元気で活力ある中山間地域づくりの推進。

「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の集落や地域住民が連携して、地域拠点である小さな拠点を整備し、持続的な運営を図ることにより、地域の安全安心な暮らしを守り、交流人口の拡大による地域の賑わいの創出を推進する。また、小さな拠点は新たな雇用の創出にもつながり、若い地域の担い手を育成することにより、地方創生のための人づくりとして持続可能な地域の活性化を図る。

※「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくりうとする取組。（国交省資料より抜粋）

2 主な事業内容

既存施設利用の場合

(1) 小さな拠点担い手育成支援事業 … 6,000千円

旧小学校区や近隣の集落が連携した遊休施設等を活用した取組で、小さな拠点として発展が見込まれるものについて、次世代のリーダーとして担い手を確保し、育成等に必要な経費を支援する。

【対象者】中山間地域の広域的地域運営組織等複数集落で構成する住民団体

【補助対象経費】拠点施設運営を継続的に成功させるための若手担当者を確保し、運営に精通した知識と経験を備えた地域リーダーとして育成するための活動経費

【補助率、上限】1拠点当たり上限1,500千円、補助率 県1/2、市町1/2 最長3年間

(2) 社会貢献型鳥取ふれあい共生ホーム推進事業 … 3,600千円

一定の条件を満たす県内の社会福祉施設を共生ホームとして登録し、地域での「支え愛活動の小さな拠点」として社会貢献活動に取り組む場合に、その経費の一部を支援する。

【対象者】共生ホームに登録した県内の社会福祉施設（ただし、同一法人内3施設まで）

【対象事業】○公的サービスの対象とならない移動困難者の支援

○生活困窮家庭の児童に対する食事提供、学習支援

○生活困窮家庭の障がい者に対する食事提供

○出所者の一時生活支援（食事、居住）

○発達障がい、不登校、引きこもりの方等の社会参加、居場所援助

○その他必要と認めたもの

※既存事業も対象

【補助率、上限】1/3、300千円 ※施設職員人件費は除く

新規に取組む場合

(3) 小さな拠点づくり支援事業 … 3,000千円

旧小学校地区の範囲で遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備する計画策定や試行実施に必要な経費を支援する。

【対象者】集落又は中山間地域の広域的地域運営組織等複数集落で構成する住民団体

【補助対象経費】小さな拠点整備に向けた計画策定及び試行実施に要する経費

【補助率、上限】1拠点当たり上限1,000千円、補助率 市町の補助する額の2/3

3 これまでの取組状況、改善点

人口減少とともに一層の過疎高齢化が進んでいる中山間集落において、昨年から、各種事業を活用した若者等による地域の拠点が開設されているが、マーケティングや経営術等企業的な感覚を持った地域リーダーとして育成することが重要となっている。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

地域振興部 とっとり暮らし支援課（内線：7961）

→ 事業実施：元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 国道29号日本風景街道推進事業	0	1,600	1,600				1,600	
トータルコスト	0	3,153	3,153	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	登録申請に係る調整、啓発事業の実施等				
工程表の政策目標(指標)	一							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国道29号沿線の市町、関係の商工、観光団体、兵庫・鳥取両県などが官民連携して、地域の魅力を発掘・発信しながら「日本風景街道」への登録、推進に取り組むことなどを通じて、地域一体の活性化を図る。

【事業推進体制】

- ・関係市町及び団体等により構成される沿線振興に係る協議会組織を中心に登録に向けて取り組み、更に新たな団体を巻き込んで拡げていき、登録申請・推進の主体となる組織を確立する。
- ・兵庫県も、マップの共同作成、イベントの共催や兵庫県内での勉強会、ワークショップの開催のほか、沿線市町や住民団体等への機運の盛り上げの働きかけを行う。

2 主な事業内容

(1) 沿線の魅力向上・発信の取組

沿線の魅力発信や関西圏での誘客の促進、食を通じた取り組みや沿線の環境づくりなどに取り組む。

○バイクツーリング沿線マップの作成

○近畿方面での誘客キャラバンによる魅力発信

(2) 沿線の住民主体の機運の醸成

沿線住民を巻き込んだ取り組みとしていくため、シンポジウムの開催や小中学生の参加するイベント、住民の活動への支援やワークショップなどに取り組む。

○日本風景街道登録記念シンポジウムの開催

○小中学生等による沿線のフォトイベントの開催

○住民主体の活動やワークショップ開催への支援

【所要経費】

項目	概要	所要経費
(1) 沿線の魅力向上・発信	○バイクツーリング沿線マップの作成 ○誘客キャラバン隊による近畿方面PR	450千円
(2) 沿線の住民主体の機運の醸成	○登録記念シンポジウムの開催 ○民間主体の小中学生フォトイベントへの支援 ○住民活動やワークショップの開催への市町を通じた支援	1,150千円
	合 計	1,600千円

【スケジュール】

- ・H27年内めど 民間主体の登録推進母体の立ち上げ→登録申請→日本風景街道への登録
機運盛り上げ

3 これまでの取組状況、改善点

鳥取自動車道の全線開通により国道29号戸倉峠方面の交通量は大幅に減少していることから、地域をあげての情報発信や集客による地域活性化を図る必要性がある。

昨年の6月県議会一般質問において、日本風景街道への取組について沿線活性化策として提案され、昨年10月に開催された兵庫・鳥取知事会議において、両県連携して取り組むことについて合意された。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

地域振興部 男女共同参画推進課（内線：7792）

→事業実施：元気づくり総本部 男女共同参画推進課

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 輝く女性活躍職場づくり支援事業	0	21,354	21,354				21,354	
トータルコスト	0	21,354	21,354	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	女性活躍職場づくり助成金、社労士派遣など				
工程表の政策目標(指標)	仕事と生活の両立支援（男女共同参画推進企業の拡大）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

女性の就業支援を図り、働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、女性のキャリア形成を支援することにより、管理的地位の女性を増やし、女性が活躍する企業を増やす。

2 主な事業内容

(1) 女性活躍職場づくり助成金等事業（予算額16,500千円）

○実施方法：商工団体経由の間接補助金

○要件：輝く女性活躍パワーアップ企業登録を受けていること

事業名	事業内容（事業費）
環境整備支援助成金	女性の就業促進を図るために職場環境整備(女性トイレ、更衣室、託児スペース等)を行った企業等に支給(10,000千円：対象経費1/2以内：上限50万円×20社)
離職者正規雇用奨励金	育児、県内への移住等の理由により離職した女性を正規の社員として再雇用した企業等に奨励金を支給(4,000千円：対象労働者1人につき20万円×20社)
一般管理費	助成金等事業を行う経費(人件費、事務諸経費)(2,500千円)

(2) 女性活躍職場づくりサポート事業（予算額4,400千円）

○実施方法：鳥取県社会保険労務士会へ業務委託（予定）

○対象：輝く女性活躍パワーアップ企業登録を受けており職場づくり助成金等を申請する企業等

事業名	事業内容（事業費）
女性活躍アドバイザー派遣	女性活躍職場づくり助成金等又は中小企業両立支援助成金（国事業）の申請を行う企業等に社労士を派遣し、職場環境を改善するコンサルティングや助成金の申請書類の作成補助等を行う(3,600千円)
女性活躍チェックシート作成	職場・雇用環境の改善のポイントや定着に向けた取組状況について、企業等自らがチェック・診断できるパンフレットを作成し、社労士が事業所を訪問する際の資料とする。(167千円)
一般管理費	委託業務を行う経費(人件費、事務諸経費)(633千円)

(3) 輝く女性活躍推進事業補助金（予算額454千円）

事業名	事業内容（事業費）
輝く女性活躍推進事業補助金	輝く女性活躍加速化とつとり会議の構成団体（経済団体・労働団体）が、女性の活躍のための職場環境づくりに関する企業向けセミナーを開催するために必要な経費の一部を補助する。(454千円：対象経費908千円×1/2)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定。(H27.4末 533社)
- ・男女共同参画推進企業のうち、女性が指導的立場で活躍できるなど人材育成や環境整備に取り組む企業・団体を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録する制度を創設。
- ・企業への普及推進にあたり、輝く女性活躍加速化とつとり会議（経済団体等）と連携し、当助成金の活用とあわせた効果的な働きかけを行い、女性活躍企業を増やす。

《輝く女性活躍パワーアップ企業登録要件（案）》

①鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。

②女性が指導的立場で活躍できるなど女性活躍推進に資する自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

自主宣言：管理的地位に占める女性の割合が25%以上（従業員100人以上の企業は30%以上）となることを目指し女性活躍のための環境整備を行うためのものであること

行動計画：概ね半年から3年の計画期間で、宣言を具現化するための実施項目が明記されており、行動計画満了時における管理的地位に占める女性の割合が記載されていること

平成27年度(7月)組織改正に伴う移管事業一覧

(一般会計)

未来づくり推進局 企画課 → 元気づくり総本部 とっとり元気戦略課

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
未来づくり推進局管理運営費	8,269			〈雑入〉 10	8,259	
県政推進費	5,732			〈雑入〉 7	5,725	
県政顧問等会議費	3,833				3,833	
政策研究費	5,645				5,645	
合 計	23,479			17	23,462	

未来づくり推進局 企画課 → 元気づくり総本部 広域連携課

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事会等負担金	46,726				46,726	

未来づくり推進局 広報課 → 元気づくり総本部 広報課

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	74,717				74,717	
広報連絡協議会運営支援事業	26,726				26,726	
県政だより広報費	59,244			〈雑入〉 10	59,234	
新聞テレビ等委託広報費	127,796				127,796	
広報関係連絡調整費	18,330			〈雑入〉 144	18,186	
広告塔等活用広報事業	3,811				3,811	
広報活動管理費	5,192			〈雑入〉 10	5,182	
インターネット広報費	11,319				11,319	
ソーシャルメディア利活用事業	3,636			〈雑入〉 10	3,626	
合 計	330,771			174	330,597	

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合受付等運営費	9,842			〈雑入〉 86	9,756	
広聴実施事業（パブリックコメント、県政参画電子アンケート・無作為抽出アンケート等、出前説明会）	16,356			〈雑入〉 7	16,349	
県民の声推進費	4,416			〈雑入〉 11	4,405	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	1,093			〈雑入〉 230	863	
合 計	31,707			334	31,373	

地域振興部 とっとり暮らし支援課 → 元気づくり総本部 とっとり暮らし支援課

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若者定住等による集落活性化総合対策事業	67,463			〈基金繰入金〉 51,263	16,200	
みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業	43,523			〈基金繰入金〉 15,103	28,420	
中山間地域買い物福祉サービス支援事業	10,850			〈基金繰入金〉 10,850		
中山間集落見守り活動支援事業	668			〈基金繰入金〉 668		
中山間地域活力創出若者活動支援事業	3,604				3,604	
高校と連携した中山間地域の活性化事業	3,000				3,000	
中山間地域づくりサポート体制構築事業	3,169			〈基金繰入金〉 3,169		
中山間地域振興費	4,947			〈雑入〉 265	4,682	
まちなか暮らし総合支援事業	16,500			〈基金繰入金〉 16,500		
鳥取県移住定住推進交付金	96,619			〈雑入〉 10	96,609	
合 計	250,343			97,828	152,515	

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働提案・連携推進事業	1,813			〈基金繰入金〉 1,200	613	

未来づくり推進局 鳥取力創造課 → 元気づくり総本部 参画協働課

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	1,679				1,679	
鳥取・島根広域連携協働事業	1,379				1,379	
協働提案・連携推進事業	18,245			〈基金繰入金〉 16,000	2,245	
鳥取力創造運動推進事業	54,612			〈財産収入〉 30,367 〈基金繰入金〉 17,570	6,675	
とっとり県民活動活性化センター事業	68,413			〈基金繰入金〉 67,792	621	
とっとり県民の日総合推進事業	1,433				1,433	
シルバー人材センター活性化事業	9,033				9,033	
合 計	154,794			131,729	23,065	

地域振興部 男女共同参画推進課 → 元気づくり総本部 男女共同参画推進課

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり女性活躍加速化企業支援事業	7,003			〈雑入〉 10	6,993	
男女共同参画推進企業認定事業	8,372			〈雑入〉 20	8,352	
男女共同参画社会づくり推進事業	4,905			〈雑入〉 10	4,895	
鳥取県男女共同参画審議会運営費	1,848				1,848	
女性の地域活動スタート支援事業	386				386	
男女共同参画普及啓発事業	6,358				6,358	
男女共同参画センター運営費	37,915			〈雑入〉 264	37,651	
男女共同参画推進員設置費	1,118				1,118	
合 計	67,905			304	67,601	

事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳				備 考
		国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
東部振興課管理運営費	11,073			〈雑入〉 10	11,063	
東部地域振興・交流支援事業	6,138				6,138	
とっとりジビエ利用促進 総合対策事業(いなばの ジビエ開発普及事業)	10,079				10,079	
合 計	27,290			10	27,280	

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 △	2款 総 務 費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち元気づくり総本部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正後
1 報酬	507,921		507,921	55,257		55,257	15,294		15,294	
2 給料	2,900,796	△ 5,548	2,895,248	173,853	97,090	270,943	173,853	5,548	179,401	
3 職員手当等	4,800,703	△ 2,212	4,798,491	88,689	38,710	127,399	88,689	2,212	90,901	
4 共済費	1,098,660	△ 1,964	1,096,696	69,396	34,370	103,766	63,910	1,964	65,874	
5 災害補償費	500		500							
6 息給及び退職年金	21,787		21,787							
7 賃金	35,262		35,262							
8 報償費	280,565	378	280,943	9,782	54	9,836	4,186		4,186	
9 旅費	244,053	487	244,540	21,606	438	22,044	4,762		4,762	
費用弁償	26,384		26,384	5,330		5,330	674		674	
普通旅費	175,762	27	175,789	12,348		12,348	3,142		3,142	
特別旅費	41,907	460	42,367	3,928	438	4,366	946		946	
10 交際費	3,600		3,600							
11 需用費	552,756	357	553,113	47,728		47,728	34,841		34,841	
12 役務費	581,707	442	582,149	161,894		161,894	149,991		149,991	
13 委託料	4,974,235	91,750	5,065,985	208,120	29,000	237,120	122,230		122,230	
14 使用料及び賃借料	630,027	120	630,147	22,947		22,947	10,135		10,135	
15 工事請負費	1,194,987	165,844	1,360,831							
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	236,628		236,628	1,045		1,045	785		785	
19 負担金、補助及び交付金	7,973,790	146,938	8,120,728	366,496	45,604	412,100	27,996		27,996	
20 扶助費										
21 貸付金										
22 补償、補填及び賠償金	2,000		2,000							
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000							
24 投資及び出資金										
25 積立金	134,053		134,053	6,877		6,877				
26 寄付金										
27 公課費	267		267							
28 緑出金										
予備費										
計	26,360,297	396,592	26,756,889	1,233,690	245,266	1,478,956	696,672	9,724	706,396	
財源内訳	国庫支出金	1,909,555	87,755	1,997,310		43,142	43,142			
	地方債	479,000	154,000	633,000						
	その他	2,621,759	23,565	2,645,324	231,596		231,596	1,718		1,718
	一般財源	21,349,983	131,272	21,481,255	1,002,094	202,124	1,204,218	694,954	9,724	704,678

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 ↓	2款 総務費								
	うち元気づくり総本部								
	1項 総務管理費			2項 企画費					
	1目 一般管理費			補正前	補正額	補正後	1目 企画総務費		
節	補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後
1 報酬	2,126		2,126	35,443		35,443	30,995		30,995
2 給料	173,853	5,548	179,401		91,542	91,542		91,542	91,542
3 職員手当等	88,689	2,212	90,901		36,498	36,498		36,498	36,498
4 共済費	61,913	1,964	63,877	4,800	32,406	37,206	4,549	32,406	36,955
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費				4,878		4,878	3,138		3,138
9 旅費	1,000		1,000	13,761		13,761	6,778		6,778
費用弁償				4,546		4,546	1,409		1,409
普通旅費	1,000		1,000	6,774		6,774	4,005		4,005
特別旅費				2,441		2,441	1,364		1,364
10 交際費									
11 需用費	1,500		1,500	9,971		9,971	7,246		7,246
12 役務費	2,900		2,900	8,448		8,448	6,758		6,758
13 委託料				81,736	4,400	86,136	6,457	4,400	10,857
14 使用料及び賃借料	400		400	9,483		9,483	7,083		7,083
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				260		260	260		260
19 負担金、補助及び交付金				99,945	16,954	116,899	44,425	16,954	61,379
20 扶助費									
21 貸付金									
22 补償、補填及び賠償金									
23 債還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				6,877		6,877			
26 寄付金									
27 公課費									
28 緑出金									
予備費									
計	332,381	9,724	342,105	275,602	181,800	457,402	117,689	181,800	299,489
財源内訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他の	10		10	132,040		132,040	304	
一般財源	332,371	9,724	342,095	143,562	181,800	325,362	117,385	181,800	299,185

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 ↓	2款 総 務 費						元気づくり総本部 合 計					
	うち元気づくり総本部											
	4項 市町村振興費											
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	4,520		4,520	4,520		4,520	55,257		55,257			
2 給料							173,853	97,090	270,943			
3 職員手当等							88,689	38,710	127,399			
4 共済費	686		686	686		686	69,396	34,370	103,766			
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃金												
8 報償費	718	54	772	718	54	772	9,782	54	9,836			
9 旅費	3,083	438	3,521	3,083	438	3,521	21,756	438	22,194			
費用弁償	110		110	110		110	5,330		5,330			
普通旅費	2,432		2,432	2,432		2,432	12,498		12,498			
特別旅費	541	438	979	541	438	979	3,928	438	4,366			
10 交際費												
11 需用費	2,916		2,916	2,916		2,916	48,375		48,375			
12 役務費	3,455		3,455	3,455		3,455	161,916		161,916			
13 委託料	4,154	24,600	28,754	4,154	24,600	28,754	218,199	29,000	247,199			
14 使用料及び賃借料	3,329		3,329	3,329		3,329	23,047		23,047			
15 工事請負費												
16 原材料費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費							1,045		1,045			
19 負担金、補助及び交付金	238,555	28,650	267,205	238,555	28,650	267,205	380,748	45,604	426,352			
20 扶助費												
21 貸付金												
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料												
24 投資及び出資金												
25 積立金							6,877		6,877			
26 寄付金												
27 公課費												
28 緑出金												
予備費												
計	261,416	53,742	315,158	261,416	53,742	315,158	1,258,940	245,266	1,504,206			
財 国庫支出金		43,142	43,142		43,142	43,142		43,142	43,142			
源 地方債												
内 その他の	97,838		97,838	97,838		97,838	231,596		231,596			
計 一般財源	163,578	10,600	174,178	163,578	10,600	174,178	1,027,344	202,124	1,229,468			

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
給 料 一般職員	2人
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料 一般職員	33人
負担金、補助 及び交付金 女性活躍職場づくり助成金等事業補助金	16,500
輝く女性活躍推進事業補助金	454
4項 市町村振興費	
1目 自治振興費	
負担金、補助 及び交付金 移住定住推進交付金	8,000
地域おこし協力隊自主起業塾開催支援事業費補助金	450
とっとり式生活支援システム構築事業費補助金	6,000
小さな拠点モデル促進事業費補助金	12,600
国道29号日本風景街道推進事業費負担金	600
国道29号日本風景街道推進事業費補助金	1,000

条例名等	鳥取県個人情報保護条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が施行され、全ての住民に個人番号が付されることに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の取り扱いについて定める。</p> <p>2 概要 (1) 法人等に関する情報に含まれる当該法人等の機関としての情報のうち個人番号をその内容に含むものを個人情報の範囲に加える。 (2) 個人番号をその内容に含む個人情報の収集、利用及び提供は、原則として番号法の規定に基づく場合に限る。 (3) 知事は、経済的困難その他特別の理由があるときは、文書等の供与を受ける者が負担する費用の全部又は一部を免除することができる。 (4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成27年10月5日とする。</p>

【参考】

1 個人番号をその内容に含む個人情報の収集、利用及び提供について

(1) 収集の制限（第7条第6項関係）

実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

【番号法第19条各号（抜粋）】

- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給事務に関して、市町村長から地方税、住民票、療養介護又は施設入所支援に関する情報の提供を受ける場合
- 児童福祉法に基づく里親の認定、養育里親の登録、障害児入所給付費等の事務に関して、市町村から地方税又は住民票関係情報の提供を受ける場合
- 地方税の賦課徴収事務に関して、市町村長から地方税関係情報の提供を受ける場合
- 被災者生活債権支援法による被災者生活債権支援金の支給事務に関して、市町村長から住民票関係情報の提供を受ける場合

(2) 利用の制限（第8条第1項第2号関係）

実施機関は、番号法第9条各号の事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。なお、次の場合に限り利用目的以外に特定個人情報を利用することができる。

⇒ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

ただし、実施機関が利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

【番号法第9条各号（抜粋）】

- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給事務
- 児童福祉法に基づく里親の認定、養育里親の登録、障害児入所給付費等の事務
- 地方税法の賦課徴収事務
- 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給事務

(3) 提供の制限（第8条第2項関係）

実施機関は、番号法第20条に該当する場合を除き、実施機関以外のものに特定個人情報を提供してはならない。

【番号法第20条により引用する19条各号（抜粋）】

- 老人福祉法に基づく福祉の措置に関して、市町村長に対して生活保護関係情報を提供する場合
- 児童福祉法に基づく保育の実施事務に関して、市町村長に対して児童扶養手当の支給に関する情報を提供する場合
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付事務に関して、市町村長に対して障害児通所支援関係情報を提供する場合
- 地方税の賦課徴収事務に関して、市町村長に対して地方税関係情報を提供する場合

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の概要（番号法、番号法逐条解説等抜粋）

公布日：平成25年5月31日 施行日：平成27年10月5日

- ① 行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号の機能を活用し、効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受を行うことができるよう、公正な負担と給付の確保を図る。
- ② 行政機関等に対し申請等の手続を行う際の手続の簡素化による負担の軽減を図る。
- ③ 個人番号、特定個人情報の取扱が安全かつ適正に行われるよう、情報の保護を図る。
- ④ 平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きで活用。

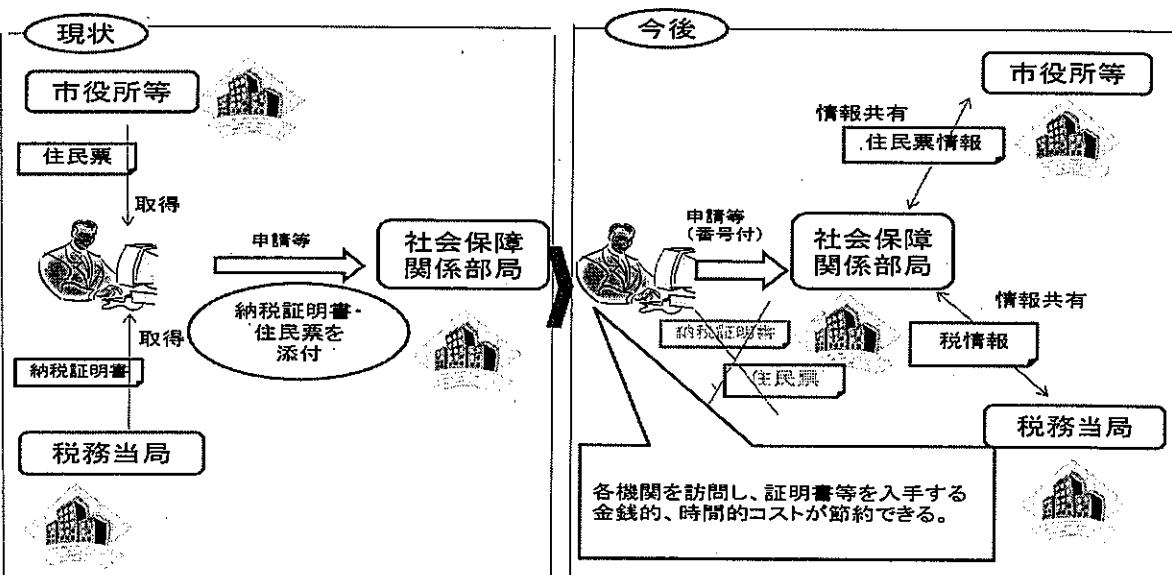
3 個人番号（番号法逐条解説、政府広報等抜粋）

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行うため、住民票を有する者につづつ通知される番号。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。

4 特定個人情報（番号法抜粋）

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

番号制度の導入による事務のイメージ



鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除く。
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
(収集の制限) 第7条 略 2～5 略 <u>6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を収集してはならない。</u>	(収集の制限) 第7条 略 2～5 略
(利用及び提供の制限) 第8条 略 2 略 <u>3 実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）を利用する必要がある場合であつて、本人の同意があり、又</u>	(利用及び提供の制限) 第8条 略 2 略

<p><u>は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のもに提供してはならない。</u></p>	
<p><u>5 略</u></p>	<p><u>3 略</u></p>
<p><u>6 略</u></p>	<p><u>4 略</u></p>
<p>(委託等に伴う措置等)</p>	<p>(委託等に伴う措置等)</p>
<p>第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。</p>	<p>第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。</p>
<p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（当該業務の再委託を受けた者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該業務の再委託をするときは、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。</p>	<p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>(開示請求)</p>	<p>(開示請求)</p>
<p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。</p>	<p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報（第6条第3項各号に掲げる事務に係るものと除く。第26条第2項及び第27条第1項において同じ。）について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(費用負担)</p>	<p>(費用負担)</p>
<p>第20条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p><u>2 知事及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	
<p>(訂正請求に対する決定等)</p>	<p>(訂正請求に対する決定等)</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正</p>	<p>4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正</p>

するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

(他の制度との調整)

第26条 略

しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

(他の制度との調整)

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 略

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

条例名等	鳥取県税条例の一部改正について																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由　控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。</p> <p>2 概要　個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間に特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対してなされた寄附金を加える。</p> <p>3 施行期日　施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】<控除対象寄附金の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象寄附金に係る法人等の区分</th> <th>適用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 共同募金会、日本赤十字社</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)</td> <td>★</td> <td>指定済</td> </tr> <tr> <td>4 認定特定公益信託</td> <td>★</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）</td> <td>★</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）</td> <td>★</td> <td>今回追加指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○: 全国一律に控除対象となるもの、★: 条例指定により控除対象となるもの</p> <p><今回指定する法人の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 名 称 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 主たる事務所の所在地 倉吉市下田中町801番地 設立年月日 平成25年1月23日 事業内容 大学進学に向けた学力向上のために必要な事業、大学進学にかかる模擬試験の実施又その受託事業、大学進学判定の基礎となる調査・研究の実施又は受託 等 <p><認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の相関イメージ></p> <pre> graph TD AT[任意団体] -- "認証(法人格付与)" --> NOF[NPO法人] NOF -- "県内に261団体(H27.3月末) 寄附者の税制優遇なし" --> CNOF[控除対象NPO法人] NOF -- "認定" --> RNOF[認定NPO法人] CNOF -- "[条例で指定]" --> RNOF NOF -- "仮認定" --> FNOPF[仮認定NPO法人] FNOPF -- "寄附者の税制優遇 (所得税、個人住民税) 県内に1法人(H27.3月末)" --> RNOF FNOPF -- "認定" --> RNOF RNOF -- "寄附者の税制優遇 (所得税、個人住民税) 県内に該当法人なし(H27.3月末)" --> RNOF </pre>	控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況	1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○		2 共同募金会、日本赤十字社	○		3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★	指定済	4 認定特定公益信託	★		5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★		6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★	今回追加指定
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況																				
1 都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○																					
2 共同募金会、日本赤十字社	○																					
3 特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★	指定済																				
4 認定特定公益信託	★																					
5 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★																					
6 控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★	今回追加指定																				

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td><td>鳥取市瓦町601</td><td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td><td>倉吉市下田中町801</td><td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td><td>鳥取市瓦町601</td><td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td></tr></tbody></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間														
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで														
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで														
名称	主たる事務所の所在地	期間														
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで														

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	関西広域連合規約の変更に関する協議について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 関西広域連合が処理する事務の追加に伴い、関西広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 規約の改正理由 関西広域連合として「スポーツ」と「観光及び文化」の振興を一体的な政策目標として取り組むため、規約に定める事務の「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する規約改正を行うものである。</p> <p>(2) 改正内容 ○広域連合が処理する事務の「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記し、具体的な事務の内容として、次を追加する。 　・スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの ○経費の負担割合に「スポーツの振興」を追記する。</p> <p>＜規約改正の施行期日＞ この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>【参考】</p> <p>1 関西広域連合（平成22年12月1日設立）は、7府県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）で構成する、特別地方自治体。</p> <p>2 広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担う7分野の事務を実施。 広域防災、<u>広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修</u> ※本県は、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療の3分野に参加</p> <p>3 現在、30才以上の成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの国際総合競技大会である「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催に向け、組織委員会が設置され、開催準備が進められているところであるが、関西ワールドマスターズゲームズの開催を契機とし、関西広域連合としても圏域における、生涯スポーツの気運の高まりを継続的なものとすることを目指し、必要な規約改正を行うもの。</p>

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光、<u>文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等</u>に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 観光、<u>文化及びスポーツの振興</u>に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光<u>及び文化</u>の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 観光<u>及び文化</u>の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

別表（第20条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費	略	人口割 10分の5
略		
事業費	第4条第1項第3号工からクまでに規定する事務に係る経費	宿泊施設数割（文化 <u>及び</u> スポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5
略		
備考	略	

別表（第20条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費	略	人口割 10分の5
略		
事業費	第4条第1項第3号工から主までに規定する事務に係る経費	宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5
略		
備考	略	

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

平成26年度鳥取県一般会計繰越許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源 円
						国庫支出金 円	分担金及び 負担金 円	その他 円	地方債 円	
2 総務費	2企画費	地域における女性活性化費	24,000,000	20,772,000		16,772,000				4,000,000
		県版総合戦略策定費	8,000,000	7,733,240		2,733,240				5,000,000
	4市町村振興費	鳥取力創造運動推進事業費	50,129,000	100,000				100,000		
		みんなで地方創生事業費	34,331,000	34,331,000		29,331,000				5,000,000
		移住定住情報発信強化事業費	20,000,000	20,000,000		17,000,000				3,000,000
	移住定住推進基盤運営事業費	76,403,000	76,403,000		65,403,000					11,000,000
		地域おこし協力隊事業費	3,937,000	3,937,000		2,937,000				1,000,000
	計		216,800,000	163,276,240	0	134,176,240	0	100,000	0	29,000,000

